

## 社会福祉法人永光会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人永光会(以下「法人」という。)定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

### (報酬の支給)

第2条 法人は、役員等に会議出席等の職務代行の対価として、報酬を支給するものとし、支給額は別表1に定めるとおりとする。ただし、月の合計が200,000円を越える場合は超過して支給しない。

2 前項の報酬は、理事長及び常勤理事については1か月分をまとめて翌月に、他の役員等については会議出席等の職務執行の都度支給する。

### (費用弁償)

第3条 法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、報酬とは別に役員等からの請求により支払うものとし、前払いを要する経費については前金払をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員等が評議員会、理事会及び監事監査に出席するための旅費については、これを支給しない。

### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び立替金等を控除して支給する。

### (公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に規定する報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

### (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別定めるものとする。

附 則 平成14年10月 5日施行  
平成21年12月12日一部改正  
平成29年 6月16日一部改正

別表1 役員等の報酬日額表 (単位:円)

職名	支給額
理 事(常勤)	10,000
理 事(非常勤)	10,000
監 事	10,000
評議員	10,000